

第51期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連 結 注 記 表 個 別 注 記 表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

株式会社YU-WA Creation Holdings

「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第20条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.yuwa-holdings.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

連結注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入株式等以外のも 法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

の

市場価格のない…移動平均法による原価法

株式等

② 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

商 品…主として個別法（ただし、一部の裏地等については移動平均法（月別））

貯蔵品、原材料…最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産…定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属（リース資産を除く） 設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）

② 無形固定資産…自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（リース資産を除く）（5年）に基づく定額法

③ リース資産…所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金…債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

賞与引当金…従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

株式給付引当金…株式給付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足につれて収益を認識する。

当社グループは、持株会社体制のもと、和装店舗運営事業を中心として、その他事業等の事業を展開しております。セグメント別の収益の計上基準等は以下のとおりです。

(和装店舗運営事業)

和装店舗運営事業においては、振袖、訪問着他、和装小物全般、宝飾、その他家庭用品等の販売を行っており、これらの商品の販売は商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、消化仕入取引に係る収益については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。また、着物購入時に割賦購入された顧客からの受取利息については、契約に定める料率に基づき、割賦契約の期間に応じて収益を認識しております。

和装店舗運営事業においては、振袖の販売もしくはレンタルした顧客に「成人式当日の着付ヘアメイク特典」「前撮り写真撮影特典」「袴無料レンタル」を付与しており、この特典を別個の履行義務として識別し、算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、特典利用まで収益を繰り延べる方法で計上しております。

着物販売時に、表面撥水加工の「ソフトガード加工」を購入した顧客に「5年間クリーニング無料特典」付与しており、この特典を別個の履行義務として識別し、算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、5年間の期間で収益を繰り延べる方法で計上しております。

(その他事業)

その他事業の写真スタジオ事業においては、成人式を主とした記念日の写真撮影及び撮

影物（アルバム、データ等）商品の販売を行っており、これらの商品の販売は商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

その他事業のEC事業においては、振袖、訪問着他、和装小物全般の商品の販売を行っており、これらの商品の販売は商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

その他事業のネイルサロン事業においては、ネイルの美容施術の役務提供を行っており、これらの役務提供を行った時点で収益を認識しております。

（連結の範囲の変更）

持株会社体制への移行に伴い、「京都きもの友禅株式会社」を連結の範囲に含めております。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、代理人取引に係る収益について、従来は総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人又は代理人）を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。また、従来「成人式当日の着付ヘアメイク特典」について、将来の特典利用に備えるため、販売促進引当金を計上する方法によっておりましたが、「成人式当日の着付ヘアメイク特典」を別個の履行義務として識別し、特典利用まで収益の計上を繰り延べる方法に変更しております。信販取次手数料は、従来は営業外収益として認識していましたが、売上高として認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方

法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は108,801千円増加し、売上原価は92,548千円増加し、販売費及び一般管理費は79,546千円減少し、営業利益は95,799千円増加し、経常利益は4,061千円増加し、税金等調整前当期純損失は4,061千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は295,359千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「割賦売掛金」は、当連結会計年度の期首より「売掛金」に含めて表示することとし、「流動負債」に表示していた「割賦未実現利益」は、「前受収益」に含めて表示することとしました。また、「販売促進引当金」は、「契約負債」に含めて表示することとしました。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。その結果、減損損失169,993千円を計上し、有形固定資産の残高は233,383千円、無形固定資産の残高は74,222千円となりました。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①減損の兆候の判定と割引前将来キャッシュ・フローの算出方法

当社の連結子会社である京都きもの友禅株式会社では、和装店舗運営事業・写真スタジオ事業・ネイルサロン事業についてはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位に資産のグルーピングを行っております。

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、経済活動の停滞が長期化しており、厳しい状況が続きました。

和装店舗運営事業については、上半期は長期間に渡る緊急事態宣言発令による影響及び広告宣伝活動のデジタルシフトによる来店促進効果が十分に発揮できなかったこと、また、第4四半期

の振袖購入需要が高まる時期における新型コロナウイルス感染拡大及びまん延防止等重点措置の発令による影響があり、一部の店舗で営業活動から生ずる損益がマイナスとなったため、過年度の営業活動から生ずる損益の状況と、翌期以降の店舗別の事業計画を考慮して、減損の兆候の有無を判断しております。

写真スタジオ事業については、当期に3店舗の開店をしましたが、和装店舗運営事業の店舗からの顧客の送客が新型コロナウイルス感染拡大に伴う行動制限の影響等により計画を下回ったことに加え、写真スタジオ単独での顧客獲得のための販売促進活動を控えたことにより計画を下回ったこと、開店時の経費がかかったことから、複数の店舗で営業活動から生ずる損益がマイナスとなったため、営業活動から生ずる損益の状況と、翌期以降の店舗別の事業計画を考慮して、減損の兆候の有無を判断しております。

ネイルサロン事業の店舗を新たに3店舗開店しましたが、新型コロナウイルス感染拡大及びまん延防止等重点措置の発令による影響及び開店時の経費がかかったことから、一部の店舗で営業活動から生ずる損益がマイナスとなったため、営業活動から生ずる損益の状況と、翌期以降の店舗別の事業計画を考慮して、減損の兆候の有無を判断しております。

また、京都きもの友禅株式会社では、全社の営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなったため、減損の兆候を認識しております。

減損の兆候のある資産グループのうち、割引前将来キャッシュ・フローが資産グループの帳簿価額を上回っていることから減損損失を認識していないものが、写真スタジオ事業（その他事業）の資産で125,927千円、ネイルサロン事業（その他事業）の資産で5,036千円、共用資産で99,287千円あります。

割引前将来キャッシュ・フローは、取締役会によって承認された事業計画と、事業計画が策定されている期間を超えている期間についての市場の長期平均成長率の範囲内で見積った成長率に基づき算定しております。

②主要な仮定

和装店舗運営事業における割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、受注高の見積りと、新型コロナウイルス感染症の経済活動への影響となります。

振袖販売においては、写真スタジオ事業の強化やオンライン事業の強化などの総合的な顧客サービスの充実によるシェアの拡大、一般呉服・宝飾商品に関しては、当社の強みである「友の会」の顧客基盤や、振袖をきっかけとした一般呉服顧客の獲得、オンラインによる着付け教室をスタートさせ、和装店舗運営事業やEC事業との連携を強化し、継続した着物の購入につなげて

いく等の施策を行っていきます。

写真スタジオ事業における割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、撮影件数と売上総利益率となります。

振袖写真撮影者の新成人の人数予測に基づいた撮影件数予測と、撮影業務の内製化によるコスト削減により、従来支払っていた外注費の削減予測に基づいた売上総利益率となります。

これらから、市場規模の縮小による影響はあるものの、その影響は軽微であり、受注高は増加するものと仮定しております。

新型コロナウイルス感染症の経済活動への影響に関する仮定は、新型コロナウイルス感染症の影響は2023年3月期においても引き続き継続するものの、社会経済活動においては共存を図っていくとの仮定を置いております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

新型コロナウイルス感染症の影響は見積りの不確実性が高く、さらなる緊急事態宣言の発出やそれに基づく営業の制限や経済活動の低迷のリスクがあります。和装店舗運営事業の受注高について見積りにおける仮定よりも実績が大きく下回った場合には、新たに減損の兆候に該当する資産グループが生じることがあり、また、割引前営業キャッシュ・フローが資産グループの固定資産の帳簿価額を下回る場合には、翌連結会計年度において減損損失が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 34,126千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社グループは、連結納税制度を適用しており、連結納税適用会社ごとに、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）等に準拠して、将来減算一時差異等に対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

②主要な仮定

将来の課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、当該事業計画の主要な仮定

は、和装店舗運営事業の受注高の見積りと、新型コロナウイルス感染症の経済活動への影響となります。

なお、新型コロナウイルス感染症の経済活動への影響に関する仮定は、新型コロナウイルス感染症の影響は2023年3月期においても引き続き継続するものの、社会経済活動においては共存を図っていくとの仮定を置いております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提となった、和装店舗運営事業の受注高について見積りにおける仮定よりも実績が大きく下回った場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(表示方法の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、時価をもって連結貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

(資産除去債務の見積額の変更)

当連結会計年度において、新たな情報の入手に伴い、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用について、見積りの変更を行いました。この見積りの変更に伴い増加額147,349千円を資産除去債務に加算しております。

なお、この見積りの変更により、当連結会計年度の税金等調整前当期純損失は88,504千円増加しております。

(追加情報)

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社及び国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

(従業員向け株式給付信託)

当社は、幹部社員のインセンティブ・プランの一環として、中長期的な業績の向上及び企業価値の増大への貢献意識や士気をこれまで以上に高めることを目的として、「株式給付型E S O P」(以下、「本制度」という。)を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式給付規程(以下、「株式給付規程」という。)に基づき、一定の要件を満たした幹部社員に対し当社株式を給付する仕組みです。当社は、幹部社員に対し、株式給付規程に基づき業績達成度等に応じてポイントを付与し、一定の受益者要件を満たした場合には、当該付与ポイントに相当する当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭を給付します。なお、要件によらず、特別にポイントを付与することがあります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、77,988千円、351,300株であります。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	2社
連結子会社の名称	京都きもの友禅株式会社 株式会社京都きもの友禅友の会

(2) 持分法の適用に関する事項

- ①持分法を適用した非連結子会社の状況
該当事項はありません。
- ②持分法を適用していない非連結子会社の状況
該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	273,223千円
(2) 担保資産	
①担保に供している資産	
商品及び製品	1,460,648千円
②担保に係る債務	
短期借入金	1,300,000千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

普通株式 15,498,200株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月28日 定時株主総会	普通株式	36,448	3	2021年3月31日	2021年6月29日
2021年11月10日 取締役会	普通株式	36,575	3	2021年9月30日	2021年11月30日

(注) 1. 2021年6月28日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付型E S O P」が保有する当社

株式に対する配当金1,053千円が含まれております。

2. 2021年11月10日取締役会決議による配当金の総額には、「株式給付型E S O P」が保有する当社株式に対する配当金1,053千円が含まれております。
- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	36,575	3	2022年3月31日	2022年6月27日

(注) 2022年6月24日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付型E S O P」が保有する当社株式に対する配当金1,053千円が含まれております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に預金を用いており、また、資金調達については銀行借入による方針です。また、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、信販会社によるショッピングクレジットを利用することにより、信用リスクの低減を図っております。

差入保証金は、(株)京都きもの友禅友の会において割賦販売法に基づき法務局へ供託している供託金であり、信用リスクに晒されておりません。

敷金及び保証金は、賃貸借店舗の差入敷金であり、移転・退店時の敷金回収については貸主の信用リスクに晒されていますが、貸主毎の格付信用情報等を適時確認することにより信用リスクを把握することとしております。

営業債務である買掛金は、全て1ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金の使途は、主に運転資金であり、返済期日は3か月から1年後となっております。

リース債務は、主に営業用設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は連結決算日後、最長で5年であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は次表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表価額は0千円であります。また、「現金及び預金」「買掛金」「短期借入金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額 (※)	時価 (※)	差額
(1) 売掛金	2,878,891		—
前受収益	(496,111)		
差引	2,382,779	2,155,680	△227,099
(2) 差入保証金	1,655,200	1,656,740	1,540
(3) 敷金及び保証金	695,883	688,203	△7,679
(4) リース債務	(26,149)	(25,741)	△408

(※) 負債に計上されているものは () で示しています。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 売掛金

割賦販売斡旋業務に係る売掛金は、決済までの期間、及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2に分類しております。それ以外は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(2) 差入保証金

株京都きもの友禅友の会において、割賦販売法に基づき法務局へ供託している供託金であります。会員預り金の標準利用期間、及びリスクフリーレートにより割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2に分類しております。

(3) 敷金及び保証金

預託先毎に返還までの期間、及び格付会社の信用格付等に基づく信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2に分類しております。

(4) リース債務

リース債務の時価は、同一の残存期間で同条件のリースを締結する場合の金利を用いて、元利金の合計額を割り引く方法によっており、その時価をレベル2に分類しております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内
売掛金	1,143,695	1,735,195
合計	1,143,695	1,735,195

(注3) リース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内
リース債務	8,138	18,011
合計	8,138	18,011

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	合計
	和装店舗 運営事業	その他事業	計		
和装売上高	7,845,874	—	7,845,874	—	7,845,874
金融売上高	91,738	—	91,738	—	91,738
写真売上高	—	134,823	134,823	—	134,823
その他	—	119,321	119,321	—	119,321
顧客との契約から生じる収益	7,937,612	254,144	8,191,756	—	8,191,756
その他の収益	292,677	—	292,677	—	292,677
外部顧客への売上高	8,230,290	254,144	8,484,434	—	8,484,434

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1.重要な会計方針に係る事項 (5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	375,754
契約負債（期末残高）	279,540

契約負債は、主に、振袖の販売もしくはレンタルした顧客に付与している「成人式当日の着付ヘアメイク特典」、着物販売時に表面撥水加工の「ソフトガード加工」を購入した顧客に付与している「5年間クリーニング無料特典」に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、

235,559千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	102,604
1年超2年以内	54,063
2年超3年以内	44,438
3年超	78,433
合計	279,540

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 404円37銭

(2) 1株当たり当期純損失 15円66銭

(注)「株式給付型E S O P」制度において信託口が保有する当社の普通株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(当連結会計年度351,300株)。また、1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当連結会計年度351,300株)。

8. 重要な後発事象に関する注記

(資本金の額の減少)

当社は、2022年5月10日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の当社第51期定時株主総会に、下記のとおり資本金の額の減少(減資)について付議することを決議しました。

1. 資本金の額の減少の目的

今後の機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とするため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行い、その全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

2. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金1,215,949,405円のうち1,115,949,405円を減少して、減少後の資本金の額を100,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものです。

3. 資本金の額の減少の日程

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 2022年5月10日 |
| (2) 債権者異議申述公告 | 2022年5月16日 |
| (3) 債権者異議申述最終期日 | 2022年6月17日 (予定) |
| (4) 株主総会決議日 | 2022年6月24日 (予定) |
| (5) 効力発生日 | 2022年6月24日 (予定) |

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2022年5月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること、及び会社法第178条の規定に基づき自己株式を消却することを決議いたしました。

1. 自己株式の取得及び消却を行う理由

経営環境の変化に対応できる機動的な資本政策の遂行、及び発行済株式総数の減数を通じた株主利益の増進を図る観点から、自己株式の取得及び消却を実施するものであります。

2. 自己株式の取得の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の数 | 700,000株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合
5.74%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 175,000,000円 (上限) |
| (4) 取得期間 | 2022年5月11日～2022年9月30日 |
| (5) 取得方法 | ①自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3)
による買付け
②東京証券取引所における市場買付け |

3. 自己株式の消却の内容

- | | |
|---------------|--|
| (1) 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 消却する株式の数 | 3,000,000株
(消却前の発行済株式総数に対する割合 19.36%) |
| (3) 消却予定日 | 2022年6月30日 |

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式…移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法株式等以外のもにより処理し、売却原価は移動平均法により算定）

の

市場価格のない…移動平均法による原価法
株式等

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

商 品…主として個別法（ただし、一部の裏地等については移動平均法（月別））

貯 蔵 品…最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産…定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属（リース資産を除く）設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）

② 無形固定資産…自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（リース資産を除く）（5年）に基づく定額法

③ リース資産…所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金…債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

賞与引当金…従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

株式給付引当金…株式給付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足につれて収益を認識する。

当社は、持株会社体制のもと、和装店舗運営事業を中心として、その他事業等の事業を展開しております。セグメント別の収益の計上基準等は以下のとおりです。

(和装店舗運営事業)

和装店舗運営事業においては、振袖、訪問着他、和装小物全般、宝飾、その他家庭用品等の販売を行っており、これらの商品の販売は商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、消化仕入取引に係る収益については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。また、着物購入時に割賦購入された顧客からの受取利息については、契約に定める料率に基づき、割賦契約の期間に応じて収益を認識しております。

和装店舗運営事業においては、振袖の販売もしくはレンタルした顧客に「成人式当日の着付ヘアメイク特典」「前撮り写真撮影特典」「袴無料レンタル」を付与しており、この特典を別個の履行義務として識別し、算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、特典利用まで収益を繰り延べる方法で計上しております。

着物販売時に、表面撥水加工の「ソフトガード加工」を購入した顧客に「5年間クリーニング無料特典」付与しており、この特典を別個の履行義務として識別し、算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、5年間の期間で収益を繰り延べる方法で計上しております。

(その他事業)

その他事業の写真スタジオ事業においては、成人式を主とした記念日の写真撮影及び撮影物（アルバム、データ等）商品の販売を行っており、これらの商品の販売は商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

その他事業のEC事業においては、振袖、訪問着他、和装小物全般の商品の販売を行っ

ており、これらの商品の販売は商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

その他事業のネイルサロン事業においては、ネイルの美容施術の役務提供を行っており、これらの役務提供を行った時点で収益を認識しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、代理人取引に係る収益について、従来は総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。また、従来「成人式当日の着付ヘアメイク特典」について、将来の特典利用に備えるため、販売促進引当金を計上する方法によっておりましたが、「成人式当日の着付ヘアメイク特典」を別個の履行義務として識別し、特典利用まで収益の計上を繰り延べる方法に変更しております。信販取次手数料は、従来は営業外収益として認識しておりましたが、売上高として認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は44,103千円減少し、売上原価は25,078千円減少し、販売費及び一般管理費は65,225千円減少し、営業損失は46,200千円減少し、経常損失及び税引前当期純損失は7,049千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は295,359千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「割賦売掛金」は、当事業年度の期首より「売掛金」に含めて表示することとし、「流動負債」に表示していた「割賦未実現利益」は、「前受収益」に含めて表示することとしました。また、「販売促進引当金」は、「契約負債」に含めて表示することとしました。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当社は、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。その結果、減損損失の計上はなく、有形固定資産の残高は34,734千円、無形固定資産の残高は64,553千円となりました。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「1. 重要な会計方針に係る事項（会計上の見積りに関する注記）1. 固定資産の減損（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載のとおりです。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 1,653千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「1. 重要な会計方針に係る事項（会計上の見積りに関する注記）2. 繰延税金資産の回収可能性（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載のとおりです。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

(資産除去債務の見積額の変更)

当事業年度において、新たな情報の入手に伴い、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用について、見積りの変更を行いました。この見積りの変更に伴い増加額13,067千円を資産除去債務に加算しております。

なお、この見積りの変更により、当事業年度の損益に与える影響はありません。

(追加情報)

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

連結注記表「1. 重要な会計方針に係る事項」(追加情報)(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)に記載のとおりです。

(従業員向け株式給付信託)

連結注記表「1. 重要な会計方針に係る事項」(追加情報)(従業員向け株式給付信託)に記載のとおりです。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	195,440千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
関係会社に対する短期金銭債権	1,692,991千円
関係会社に対する短期金銭債務	53,253千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	営業取引による取引高	
	営業収益	257,940千円
	販売費及び一般管理費	48,727千円
	営業取引以外の取引高	11,520千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数

普通株式 3,657,589株

(注)「株式給付型E S O P」制度において信託口が保有する当社の普通株式351,300株を含めております。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	889,397千円
賞与引当金	1,224千円
資産除去債務	9,041千円
会社分割による関係会社株式調整額	248,419千円
その他	22,289千円

繰延税金資産小計 1,170,372千円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 $\triangle 885,396$ 千円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 $\triangle 279,321$ 千円

評価性引当額小計 $\triangle 1,164,718$ 千円

繰延税金資産合計 5,654千円

繰延税金負債

資産除去債務対応資産 $\triangle 4,001$ 千円

繰延税金負債合計 $\triangle 4,001$ 千円

繰延税金資産（負債）の純額 1,653千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	京都きもの友禪株式会社	所有 直接100%	経営管理 資金の援助 役員の兼任 債務被保証	会社分割 (注) 2			
				分割資産	4,061,321	—	—
				分割負債	3,961,976		
				経営指導料 (注) 3	250,200	関係会社営業 未収入金	45,870
				当社銀行借入 に対する債務 被保証 (注) 4	1,300,000	—	—
				資金の貸付 (注) 5	1,600,000	関係会社 短期貸付金	1,600,000
	株式会社 京都きもの友禪友の会	所有 直接100%	経営管理 当社の販売促進の助成 (呉服販売の取次ぎ) 役員の兼任 債務被保証	受取事務 代行手数料 (注) 6	5,672	—	—
				経営指導料 (注) 3	7,740	関係会社営業 未収入金	1,419
当社銀行借入 に対する債務 被保証 (注) 4				1,300,000	—	—	
保証料の支払 (注) 4				2,933	—	—	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 2021年10月1日付で吸収分割により当社の和装店舗運営事業及びその他事業を承継いたしました。分割資産及び分割負債は、適切な帳簿価額により譲渡しております。
3. 当社の運営に必要なとする経費を基に合理的に価格を決定しております。
4. 借入保証については、銀行借入に対して京都きもの友禪株式会社及び株式会社京都きもの友禪友の会より債務保証を受けております。なお、債務保証の料率については、市場保証料率を勘案して合理的に決定しております。
5. 借入の担保については、当社から京都きもの友禪株式会社への資金貸付のための金融機関からの借入に対して、京都きもの友禪株式会社の商品（1,460,648千円）を金融機関へ担保提供しております。貸付金利は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
6. 受取事務代行手数料については、友の会会員勧誘による入会実績に基づき決定しております。

7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「6. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	360円35銭
(2) 1株当たり当期純損失	21円64銭

(注)「株式給付型E S O P」制度において信託口が保有する当社の普通株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(当期351,300株)。また、1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当期351,300株)。

9. 重要な後発事象に関する注記

(資本金の額の減少)

当社は、2022年5月10日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の当社第51期定時株主総会に、下記のとおり資本金の額の減少(減資)について付議することを決議しました。

1. 資本金の額の減少の目的

今後の機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とするため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行い、その全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

2. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金1,215,949,405円のうち1,115,949,405円を減少して、減少後の資本金の額を100,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものです。

3. 資本金の額の減少の日程

(1) 取締役会決議日	2022年5月10日
(2) 債権者異議申述公告	2022年5月16日
(3) 債権者異議申述最終期日	2022年6月17日(予定)
(4) 株主総会決議日	2022年6月24日(予定)
(5) 効力発生日	2022年6月24日(予定)

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2022年5月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること、及び会社法第178条の規定に基づき自己株式を消却することを決議いたしました。

1. 自己株式の取得及び消却を行う理由

経営環境の変化に対応できる機動的な資本政策の遂行、及び発行済株式総数の減数を通じた株主利益の増進を図る観点から、自己株式の取得及び消却を実施するものであります。

2. 自己株式の取得の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の数 | 700,000株 (上限) |
| | (発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 5.74%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 175,000,000円 (上限) |
| (4) 取得期間 | 2022年5月11日～2022年9月30日 |
| (5) 取得方法 | ①自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による買付け
②東京証券取引所における市場買付け |

3. 自己株式の消却の内容

- | | |
|---------------|----------------------------|
| (1) 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 消却する株式の数 | 3,000,000株 |
| | (消却前の発行済株式総数に対する割合 19.36%) |
| (3) 消却予定日 | 2022年6月30日 |

10. 企業結合等関係に関する注記

(持株会社体制への移行に伴う会社分割)

当社は、2021年5月10日開催の取締役会決議に基づき、当社の完全子会社である株式会社京都きもの友禅分割準備会社 (2021年10月1日付で「京都きもの友禅株式会社」に商号変更。以下「分割準備会社」といいます。) との間で吸収分割契約を締結いたしました。また、2021年6月28日に開催の当社定時株主総会での承認を経て、2021年10月1日付で当社の事業を分割準備会社に承継いたしました。

これに伴い、当社は2021年10月1日付で「株式会社YU-WA Creation Holdings」(呼称：ユーワクリエイションホールディングス) に商号変更し、持株会社体制へ移行いたし

ました。

1. 会社分割の概要

(1) 対象となった事業の内容

和装店舗運営事業及びその他事業

(2) 企業結合日

2021年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を分割会社、分割準備会社を承継会社とする吸収分割

(4) 結合後企業の名称

分割会社：株式会社YU-WA Creation Holdings

承継会社：京都きもの友禅株式会社

(5) 会社分割の目的

当社グループは、新規事業の創出、次世代の経営者の育成、ガバナンス体制の強化を進め、また、迅速な意思決定が可能となる体制を整えることにより、さらなる企業価値の向上と事業の拡大を目的として持株会社体制に移行することといたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日) 及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日) に基づき、共通支配下の取引として処理しております。